

日本銀行金融研究局編集

東京大学名誉教授
経済学博士

土屋 喬 雄 監修

日本金融史資料 昭和統編 第十一卷

日本銀行調査資料(五)

大蔵省印刷局発行

日本金融史資料 昭和統編 第11卷

定価 ￥8,200

昭和56年11月30日発行

編者 日本銀行金融研究局

東京都中央区日本橋本石町2-2-1

印刷兼
発行者 大蔵省印刷局

東京都港区虎ノ門2-2-4

「日本銀行調査資料(五)」解題

土 屋 喬 雄

はしがき

本第十一巻は、「日本銀行調査資料」のうち、「金融制度」に関する資料を、前第十巻に引き続き収録した。「金融制度(下)」と表示したゆえんである。

本巻に収録した資料は三四編である。収録に当たっては、資料内容によって便宜上「銀行」、「中小企業・農林漁業・政府金融機関」、「証券・短資・保険」の内訳区分を設け、各区分内では作成年月日順に配列した。すべて日本銀行作成資料であり、かつ未公表のものであるが、このうち同行調査局作成のものが一四編、考査局二編、営業局、国庫局各一編のはか、単に日本銀行となっているもの一六編を含んでいる。作成部局が比較的多方面にわたる資料を掲載した点が、従前の「日本銀行調査資料」収録巻と異なる。この点は、中央銀行としての日本銀行の各部局において、それぞれの業務と密接に関連する個々の金融制度について、調査研究活動が広く行われていることを示すものであるが、このことは同時に、資料の内容・性格上の差異として現われている。すなわち、本巻に収録した金融制度関係資料には、昭和二十年代におけるその時々々の制度改革論議や現行制度批判に関連して、調査検討の上論説を展開したも

の、新たに制定された各種金融機関等について、事務上の参考資料として、制度の沿革・概要・現状等を解説し取りまとめたもの、あるいは、占領下のわが国金融制度をめぐり、連合軍総司令部の考え方と日本側当局の対応の推移などを、丹念に跡づけた歴史的研究に属するものなど、多彩な資料を含んでいる。

収録資料の対象期間は、終戦時から昭和三十年末までの金融制度に関連するものであり、作成年代は右と同期間内のものが圧倒的に多いが、中には原資料掘起しの結果、近年(昭和五十二年)になって取りまとめられた資料もある。

本巻に収録した金融機関を中心とする金融制度の一般的変遷や終戦後の位置づけ等については、前第十巻の解題の中で(「金融制度一般」の冒頭、二一三ページ参照)解説済みであるので、ここでは省略することとした。また、本巻収録資料の中には、前述のとおり事務参考資料として、個々の金融機関制度についてその沿革や概要を解説したものが少なくないが、これらについても、とくに必要と認めたものに限って解説することとした。なお、解説に当たっては、必ずしも資料の掲載順によらず、筆者が適宜資料グループを作って説明を加えることとした。

個別資料の解説

I 銀行

ここで「銀行」として分類した金融機関は、普通銀行のほか、信託銀行、長期信用銀行および外国為替銀行を含んでいる。また、昭和二十年代に信託銀行に転換した信託会社、長期信用銀行に組織替えし、あるいは普通銀行に転換した旧特殊銀行も「銀行」に含めた。ここに収録した八編を次の三グループに分けて解説する。

銀行制度一般

四編

信託会社・信託銀行

三編

外国為替銀行

一編

a 銀行制度一般

(1) 「日本の銀行制度概説」

調査局 昭和25・4

普通銀行を中心とするわが国の金融制度について概説した資料で、謄写版印刷に付された八五ページの小冊子である。

本資料の構成を大別すると、①「日本の金融制度の概況」として、銀行、保険会社、中小金融機関、農林金融機関、短資業者、証券業者、政府金融機関に区分して、当時のわが国金融制度を概観した部分と、②「日本の銀行制度」、「銀行の資産負債の構成及び損益状況」、「戦後の銀行の民主化」、「銀行の再建整備」および「むすび」から成るわが国の銀行制度と当時における銀行の実態等に関する部分とから成り立っている。

本資料は、右の構成から類推すると、前第十巻に収録した調査局作成の名著「わが国の金融制度」(初版本昭和三十七年十二月作成)の原型をなしたものと推定される。その点で多少重複する面がないではなく、とくに前段の「日本の金融制度の概況」は、むしろ前巻の「金融制度一般」に分類すべき内容であるが、その記述は簡単であり、また終戦後の金融制度改編は主として本資料作成後に行われているので、終戦直後の金融制度の概観という程度に受けとめ、本資料の特色は後段の「日本の銀行制度」以下の部分にあると考え、「銀行」の区分に分類した。

銀行制度に関する記述のうち、資料として重要と思われるのは、「銀行の再建整備」である。昭和二十一年八月、政府は軍需補償、戦争保険金などの膨大な戦時補償債務を全面的に打切る方針を決定(同年十月戦時補償特別措置法を公布施行)したが、これに伴う企業および金融機関の損失を処理するため、同年八月会社経理応急措置法、金融機関経理応急措置法を制定施行した。これにより日本銀行を除く全金融機関は、指定時(昭和二十一年八月十一日現在)をもって経理上新旧勘定に分離し、戦時補償打切りの影響を受けない特定の資産負債のみを新勘定に所属させて業務を遂行させるとともに、その他の資産負債は一応すべて整理を要するものとして旧勘定に所属させた上、同勘定の異動を原則として禁止し、再建整備の準備体制を整えさせた。同時に、金融緊急措置令に基づき封鎖預金に、第一封鎖預金と第二封鎖預金の区分を設け、一定金額以上の預金等を第二封鎖として制限を強化した。次いで同年十月、企業再建整備法、金融機関再建整備法が制定施行された。これにより、金融

機関は新旧勘定の資産負債を一定の評価基準によって一定時期に評価替えを行い、その結果生ずる評価損益はすべて旧勘定に集中して整理されることとなった。この評価替えの結果損失を負担しなくとも済むと見込まれる整理債務は、順次新勘定に移し換えられて預金者に対する支払緩和の道が開かれたが、これを中間処理と称した。ただし、中間処理はすべての金融機関が実施したわけではなかった。次いで昭和二十二年十二月、政府は金融機関再建整備最終処理方針を発表して、金融機関の新旧勘定合併時期を昭和二十三年三月末とし、勘定合併後は再建整備調整勘定を設け、旧勘定に属していた資産負債の損益を整理させる（益金は確定損を負担した預金債権者等に配分）こととした。最終処理を行うに当たり再建整備法は、旧勘定の確定損を計算し、これを補填するため確定益、旧勘定の積立金、資本金、預金等の負担項目を明示し、項目間では一定の順序と所定の負担割合によって順次損失を補填し、なお補填しきれぬ確定損が残る場合は、政府が交付国債をもって補填することとした。右の手続によって最終処理が完了すれば新旧勘定の区分は消滅し、切捨てられなかった預金は第一封鎖預金に組替えられることとされた。

このようにして、金融機関再建の最終処理が進められ、昭和二十三年五月に至り、同年三月末日にさかのぼって認可された。よって、金融機関は同年四月一日現在で新旧勘定を併合し、切捨てられなかった第二封鎖預金を第一封鎖預金に移し換え、ここに新しい健全な基礎に立脚して再出発することとなった。

なお、銀行の最終処理状況は、確定損が二六二億円に及んだが、その

大部分が自己補填で埋められ、再建整備に伴う政府補償を受けた額は二億円（銀行を含む全金融機関に対する政府補償総額一六五億円の一・五％）にすぎず、それもほとんど全部が貯蓄銀行に対するものであった。

次に「戦後の銀行の民主化」では、資本所有面で銀行株式が財閥から解放されて一般大衆に放出され、また独占禁止法によって銀行は他の金融機関の株式所有を禁ぜられ、一企業に対する株式保有限度が定められ、あるいは証券取引法によって銀行が証券の引受その他証券市場に関与することが禁ぜられたこと、業務運営面で、大銀行の貸出が金額的にみて大企業向けが多いのは事実としても、大企業の民主化が実施されているので、過去の財閥銀行の観念をもって律すべきものではなく、さらに大都市に中小企業専門店を設置して、中小企業向け貸出に積極的に取り組んでいることなどを挙げ、銀行が過去の非民主的な要素を払拭して新たな民主的基盤に立つことになった事情を説明している。

(2) 「我国における金融業の現状について」 日本銀行 昭和25・3

本資料は、連合軍総司令部経済科学局計画統計課が作成した「日本経済統計・一九四九年一二月分（第四〇号）」に掲載されたわが国金融界の現状に関する解説において、わが国における金融業務の大部分が少数の大銀行によって行われ、大銀行は大企業融資を通じて産業界を支配しており、そのため種々の弊害が生じているかのように記されているとして、同解説で指摘されている主要事項について、項目別に日本銀行の見解を述べて反論を加えたものである。

反論を加えている主な項目は、①日本経済の民主化について、②日本の金融制度全体において普通銀行ないし大銀行の占める地位・業務規模等について、③銀行貸出が大企業中心といわれる点について、④銀行貸出中無担保貸出が多いといわれる点について、⑤金利について、⑥六大都市における金融機関貸出が多額である点について等であり、関係統計を掲載して具体的に論述している。連合軍側の見解には、財閥系大銀行による産業支配といった先入観念に基づき金融統計を誤解している点が各所に認められるが、当時のわが国銀行業界の金融構造を鮮明にしており興味深い資料である。

なお、総司令部作成にかかる前記「日本経済統計・一九四九年一二月分」所載のわが国金融界の現状解説のうち、本資料に引用されている「銀行貸出」に関する部分の邦訳文を参考として収録しておいた。この解説文中に使用された貸出統計は、昭和二十二年十一月七日付、連合軍総司令部の日本銀行あて覚書「銀行貸出調査に関する件」に基づき、同年九月末現在で実施された銀行および金庫についての広範にわたる貸出統計調査(第八巻解題一四ページ、40「銀行貸出の分析」参照)およびその後簡単な形式で四半期ごとに継続実施された貸出調査によって作成されたと記されている。

(3) 「占領期金融制度改革の一断面(一)——大銀行の分割問題——」

調査局 昭和52・8

(4) 「占領期金融制度改革の一断面(二)——特殊銀行制度の廃止——」

調査局 昭和52・10

第二次大戦後、連合軍はわが国の非軍事化と民主化を究極の目的として初期対日占領政策を策定し、財閥解体、独占禁止、過度経済力集中排除等一連の経済民主化政策を展開したが、金融制度の改革については、占領政策と相容れない金融機関の解体や軍需融資制度の廃止など軍事色を排除したのを除けば、基本的には慎重であったようにうかがわれた。こうした背景には、連合軍総司令部が、「日本の金融制度改革の計画・管理は日本側当局の責任である」と考えていたこと、「占領初期から、日本の金融機構は不安定な状態にあり、広範な金融恐慌が発生して、占領に関する諸問題のほとんどすべてを一層困難なものにしてしまうおそれがあったことを十分認識していた」ので、「金融機構と国民経済に及ぼす金融改革の影響を大いに懸念して」いたこと、などの事情があったとされている。

事実、財閥解体、経済力集中排除の政策展開過程で、財閥系金融機関は集中排除の指定を免れたし、また政府の特別保護育成下にあった日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行といった特殊銀行は、閉鎖機関に指定されなかった。ただ、連合軍総司令部の内部などにおいては、財閥系を中心とする大銀行について、経済力集中排除との関係で分割構想があったのも事実であるし、また日本興業銀行等三特殊銀行制度の廃止構想が早くから存在していたことも事実である。しかして、米ソの冷戦激化に伴い、米国の対日占領政策が、昭和二十三年初頃から、経済自立へ向けて次第に転換していく過程において、これらの金融制度改革方針も変容し、大銀行の分割は中止され、特殊銀行制度についても、商業

銀行に転換するか、債券発行会社としてとどまるか選択の道を与え、この結果日本興業銀行が長期金融機関としての実体を維持する選択を行い、これがひいては講和条約発効後、長期信用銀行法制定に伴いその中核的銀行に変貌していく基盤を形成していったことは周知のとおりである。

ここに収録した二編の資料は、米国の対日占領政策が変化していく前後の時期における大銀行の分割問題と特殊銀行制度の廃止問題をめぐる経緯を、既存の文献のみならず、日本銀行の内部資料や米国側の資料も渉猟して、可能な限り跡づけようと試みたものであり、当時の連合軍総司令部内の考え方の対立（とくに経済科学局財政金融課と反トラスト・カルテル課の対立）や問題解決の経緯、あるいは日本側の対応姿勢等が生々しく描き出されており、歴史的研究資料として興味深い。

b 信託会社・信託銀行

(5) 「信託会社論」

調査局 昭和21・2

日本銀行調査局は、「終戦に伴ふ情勢の激変により金融機関の再編成は今や喫緊の要務となった」として、当時のわが国金融制度上改善すべき個別の問題を採り上げて調査研究を行い、その成果を「金融制度改善論」シリーズとして活版印刷に付し、昭和二十一年二月から翌二十二年一月にかけて、次の五冊の小冊子に取りまとめている。本資料はそのうちの一冊である。

① 「信託会社論」

昭和21・2

② 「証券取引所論」

21・3

「日本銀行調査資料(五)」解題

③ 「特殊金融機関論」

昭和21・4

④ 「商工業組合金融機関論」

21・8

⑤ 「日本銀行制度改善論小史」 「日本銀行改組の事情」

22・1

本巻には、このうち①、②、④の三冊を収録した。残余の二冊(③と⑤―ただし⑤は「日本銀行改組の事情」のみ)については、すでに「日本金融史資料・昭和編」第二十九巻に「戦時金融関係資料」として収録済みであるので掲載を省略した(詳細については、同巻解題を参照されたい)。

本資料は、作成時期が昭和二十一年二月となっていることから明らかにかなように、終戦直後の経済混乱期に調査研究が行われたものであり、そのねらいは必ずしも信託会社の経営不振とその対策という当時における実際の観点にとどまらず、むしろわが国の信託会社が、本来の信託業務においてさしたる発展をみず、銀行の定期預金と類似し競合する金銭信託を中心とした金融機関として変則的な発展を遂げてきた歴史的現実を基本に据えて、信託会社の今後のあり方を金融制度的観点から論じたものである。その点で本資料が描いた信託会社の将来像は、その後普通銀行に転換の上信託業務を兼営するという形をとって信託銀行に変貌した実際の姿との間に、乖離があることを留意しておく必要がある。

当時、信託会社の実情にかんがみ、信託制度は元来わが国の国情に即しないものであるからこれを廃止し、信託業務は普通銀行に兼営させるべきであるとする有力な意見が存した。本資料はそうした見解に反論を

加え、信託業の本質的機能は他人のための財務の執行と監督にあるのであって、金融機関的機能は信託業機能の一部面にすぎず、銀行とは別個の特異な機能を發揮すべきものとして、信託業の積極的役割を強調し、現状改善のための諸提案を展開している。すなわち、信託業法における業務範囲の制限的列挙主義を排し、財産権で移転可能なものは包括的に信託の対象とすべきこと、問題の金銭信託については廃止論もあるが、それは信託会社の経営難を助長するのみであり、むしろ問題解決の方向は金銭信託への変則的依存からの脱却方法いかにあるとの現実論に立ち、また担保付社債信託業務は、現実には銀行が過半を占めている歴史の経緯があるものの、本来信託会社の専属業務たるべきものであり、将来の方向としては信託会社に専管させるのが至当である等の制度的構想を打出している。

(6) 「信託会社の将来に就て」

調査局 昭和21・7

前掲資料と作成時期が接近しており、論旨もおおむねその延長線上にある資料である。すなわち、信託会社の社会的必要性を認め、金銭信託の受入れを制限する等現行制度運用上の欠陥是正を図るかたわら、経営上の困難打開のため保護育成措置を講ずべきであるとして、銀行の信託業務兼営の禁止、担保付社債信託業務の独占、国有財産・皇室財産の管理、株式会社の株式事務の代行等業務内容について具体的な改革提案を行っている。

(7) 「信託銀行概説」

日本銀行 昭和36・7

終戦直後信託会社の将来のあり方について、前掲資料のように信託業

本来の機能發揮を提案する考え方があったが、信託会社の現実の経営難に対処するため、連合軍総司令部の提案によって、銀行法に基づく普通銀行に転換の上、信託業務を兼営する形で存続することとなり、名称を信託銀行と改め、昭和二十三年央から新発足することとなった。以後銀行部門が預金吸収を中心に漸次軌道に乗り、信託部門も通貨価値が安定するにつれて金銭信託を中心に徐々に活動を再開、さらに昭和二十七年六月から「貸付信託法」に基づき新たに貸付信託を実施したが、これにより長期貯蓄資金吸収力が格段に強化され、その資金は基幹産業に対する長期融資に運用されることとなって、信託銀行の信託部門は戦前のように長期金融機関としての役割を果たすこととなった。

本資料は、日本銀行内部の事務参考資料として取りまとめ、活版印刷に付された小冊子である。信託銀行の業務内容を中心に執筆当時の状況を詳細に解説しており、併せて信託会社の過去の推移と信託銀行に転換後の発展過程にも触れている。

c 外国為替銀行

(8) 「為替銀行の自立について」

調査局 昭和27・9

本資料は、講和条約発効後の情勢に対する外国為替公認銀行(以下「為替銀行」と称する)の自立化促進問題に関し、為替銀行再編成の方向と外国為替・貿易金融を専業とする特殊銀行設立論をめぐって検討を行ったものである。

当時、本邦為替銀行は二九行あり、そのうち一二行が外貨の保有、外

国銀行とのコルレス取引を許され、大蔵大臣勘定(旧外国為替管理委員会勘定)との外貨の直接取引を認められている甲種銀行であった(残余は乙種銀行で、甲種銀行を通じて為替取引を行い得るにとどまった。このほか、外国銀行の在日支店一二行が甲種銀行の取扱いを受けていた)。

従来、為替銀行の外国為替取引に手厚い庇護(外貨の実質的集中により為替銀行の外貨手持ち円資金負担を軽減、外国銀行との間にクレジット・ファシリティーを設定し、これを為替銀行に使用させる等)を与えてきた外国為替管理委員会が、昭和二十七年八月廃止されたのに伴い、貿易為替金融機構再編成の機運が高まってきた。当時、為替銀行はなお弱体で、自立に程遠い状況であったので、再編成の方向としては、甲種銀行が一二行にも上っているのは、終戦後の貿易量水準が縮小しているにもかかわらず、戦前の為替銀行数(横浜正金銀行、朝鮮銀行、台湾銀行等の特殊銀行のほか、三井、三菱、住友等の数行にとどまっていた)と比較して、いかにも多すぎるので、少数精鋭方針をもって行政的に整備することもやむを得ないとしている。もっとも、整備後は甲種銀行の自立を図るため、これを保護育成しなければならないが、この場合一挙に特定の一行に対してこれを集中してその地位を強化し、その対外的信用力を増大して外国銀行との競争に対抗させ、為替貿易金融の円滑化を図ろうとする、いわゆる專業特殊銀行設立構想に対しては、当面の困難を回避し得る即効的效果は期待し得るにしても、これに伴う副作用がより大きな弊害をもたらすとして、詳細に反論を展開している。参考までにその中心的論点を紹介しておこう。

① 特殊機関は、外貨面で政府保有外貨の出資または預託を受け、これを輸入決済等に充て得るにしても、その所要円資金の調達については依然として問題が残り、仮に債券発行によって調達するにしても、究極においては日本銀行の追加信用に依存せざるを得ないことになる。それは為替金融と国内金融とを分離する建前であるから、かえって日本銀行の信用供与が直結的に増加することもあり得るので、資金の総合的な効率を害するおそれがある。

② 日本銀行が巨額の追加信用を低利かつ直結的方式によって供給せざるを得ないことは、中央銀行の金融調節を害し、また金利体系を混乱させるおそれがある。

③ 旧特殊銀行たる横浜正金銀行の発足(明治十三年)は、日本銀行設立(明治十五年)以前であり、かつ当時はわが国に為替銀行が存在せず、外国銀行がわが国の貿易為替金融を壟断していたという状況にかんがみると、特殊銀行の設立は当然の帰結であったが、現在は当時と全く状況を異にしており、特殊銀行の設立を急務とする事情は認められない。のみならず、為替銀行業務は、本来商業銀行方式によるのが各国一般の事例であり、特殊銀行の設立は、民間為替銀行の健全な発達を抑圧する危険がある。

従って、為替銀行の自立化促進の方向としては、わが国為替銀行の弱体性が蓄積資金不足に深く根ざす以上、その不足を克服し、オーバー・ローンの解消と金利水準引下げの実現が基本的前提をなすが、そこに到達するまでの当面の方策としては、少数有力な為替銀行に対

して、輸出手形買取りのため一定額を限度として低利の円資金を日本銀行から供与し、また、輸入面では信用状開設のための外貨貸付方式の継続、ならびに必要な応じ輸入手形決済のためにも政府保有外貨の預託が行われることが望ましい、と提言している。

外国為替専門銀行制度の確立については、昭和二十八年十二月、大蔵省が臨時金融制度懇談会（大蔵省議決定に基づく大蔵大臣の諮問機関）に諮問、全会一致の結論に達しなかったが、政府はその構想の実現を図る必要を認め、昭和二十九年四月現行「外国為替銀行法」を制定施行した。本資料はそれに一つの先駆けをなすものである。

なお、旧特殊銀行たる横浜正金銀行設立の経緯、特殊銀行がもたらした金融制度上の問題点（日本銀行および普通銀行との関係）等については、「日本金融史資料・昭和編」第二十九巻に収録済みの日本銀行調査局作成資料である「特殊金融機関論」の中の「横浜正金銀行論」を参照されたい。

Ⅱ 中小企業・農林漁業・政府金融機関

a 中小企業金融機関

中小企業を主対象とする民間金融機関、中小企業者等により結成された組合組織の金融機関、ならびに中小企業の信用補完機関を総括して中小企業金融機関とした。後掲の農林漁業金融機関および政府金融機関と合わせ、一七編を収録したが、その大部分が個別金融機関について、沿革、性格、組織、業務内容等を概説する形式をとり、日本銀行内の事務

参考資料として取りまとめられたものである。これら各種金融機関の沿革と終戦後の位置づけならびに機能等については、前第十巻の解題で大部分解説済みであるので、前巻で言及しなかった制度等に限定して説明を加えることとする。

- | | | |
|------------------|-----|--------|
| (1) 「中小金融機関概説」 | 査査局 | 昭和24・2 |
| (2) 「続・中小金融機関概説」 | 査査局 | 昭和25・4 |

日本銀行査査局が、昭和二十三～二十四年当時存在したわが国の中小企業等を対象とする各種金融機関の概要を解説した資料で、行内の事務参考資料として活版印刷に付された冊子（①二七五ページ、②一一七ページ）である。前者が昭和二十三年末現在の各種機関を網羅しているのに対し、後者はその後の金融制度改編に伴う追補編の形となっている。

終戦後の金融制度改編は、本資料執筆当時にも進められてはいたが、最盛期はむしろそれ以降であった。その点で、本資料が対象とした金融機関の中には、その後改編されて現存しないものも少なくない。本資料は終戦直後の中小企業金融機関の状況や沿革を把握する上で貴重なものといえる。

本資料が採り上げている金融機関は、次の一四種であり、必ずしも中小企業金融機関とはいえない難いものも含むオムニバス方式となっている。

- ① 農林中央金庫、② 商工組合中央金庫（以上組合金融中央機関）、③ 庶民金庫（※）、④ 恩給金庫（※）、⑤ 国民金融公庫（以上政府金融機関）、⑥ 農業協同組合、⑦ 水産業協同組合、⑧ 市街地信用組合（※）、⑨ 商工協

同組合(※)、⑩消費生活協同組合、⑪中小企業等協同組合―(以上組合金融機関)、⑫無尽会社(※)、⑬貸金業者等―(以上庶民金融機関)、⑭信用保証協会―(信用補充機関)。(※印は現存しないものを示す)

ここでは組合組織の金融機関等について、系譜別にその沿革を概観するが、個々の組合については、前第十巻の解題で言及しているので、骨格を示すにとどめる。

組合金融機関は、零細農漁家や小規模商工業者の信用力が乏しく、一般金融機関の融資対象となり難いので、その打開策として生成したもので、それらの人々が相寄り資金を出し合って組合を作り、さらに各自の余裕金を組合に預け入れ、資金を必要とする際借入れることのできる組合経営の金融組織であって、相互扶助、有無相通の精神を基本理念としている。

組合金融の系譜を大別すると次の三系列になる。

① 明治三十三年制定の「産業組合法」に基づく信用組合で、これはさらに二系統に分かれる。

イ、農村部……販売・購買等の経済事業を兼営、戦時中(昭和十八年三月)「農業団体法」の制定により統制色の強い農業会に改組されたが、終戦後(昭和二十二年十一月)「農業協同組合法」が制定され、民主的な農業協同組合に転換して現在に至っている。

ロ、都市部……信用事業専営、大正六年七月「産業組合法」の改正により、市制施行地または主務大臣の指定する市街地の組合は、手形の割引と組合員以外の貯金の受入れが認められ、市街地信用組合制度

が創設されたが、昭和十八年三月単独の「市街地信用組合法」が制定され、名実ともに都市部の中小企業金融機関としての性格が明確になった。

一方、市街地にある専営の信用組合であっても、前記(大正六年七月の改正法)の条件を備えないものは準市街地信用組合と呼ばれ、引続き産業組合法を根拠法としていた。昭和二十三年七月、「消費生活協同組合法」が制定され、従来便宜上産業組合法に準拠して設立されていた消費生活協同組合(信用事業は営み得ない)の根拠法となり産業組合法に基づく各種機関のほとんどが単独の根拠法(既述)をもつこととなったのを機会に、「産業組合法」は廃止されることとなったので、準市街地信用組合は、一定期間内に市街地信用組合へ改組することを認められた。

さて、昭和二十四年六月、後述する「中小企業等協同組合法」が制定され、市街地信用組合は同法による信用(協同)組合に改組、さらに昭和二十六年六月、「信用金庫法」が制定され、信用(協同)組合のうち金融機関としての性格の強いものは信用金庫となって現在に至っている。

② 明治三十四年制定の「漁業法」に基づく漁業組合の系統である。漁業組合は久しく信用事業を行い得なかったが、昭和九年八月同法改正法の施行に伴い、信用事業を兼営することを認められ、出資制度の創設と相まって漁業協同組合と改称した。戦時中(昭和十八年三月)「水産業団体法」が制定され、統制色の強い漁業会に改組されたが、終戦後

(昭和二十三年十二月)「水産業協同組合法」が制定され、民主的な漁業協同組合に転換して現在に至っている。なお、系統組織としては、漁業信用協同組合連合会(都道府県段階)、農林中央金庫(漁業関係団体の参加は昭和十三年から認められた)がある。

③ 中小工商业者等の組合の系統である。明治三十三年制定の「重要物産同業組合法」に基づく組合は、中小工商业者の業務上の弊害を除去する取締的要素を多分に含み協同組合の性格には程遠く、金融事業も認められなかったが、昭和六年四月「工業組合法」、同七年九月「商業組合法」が制定され、これによって都市中小工商业者は、信用事業と経済事業を総合的に行い得る組合を設立し得ることとなった。戦時中(昭和十八年三月)「商工組合法」が制定され、商・工・鉱業者の統制組合と化した。終戦後(昭和二十一年十一月)「商工協同組合法」が制定され、民主的な組合に改組された。その信用事業は経済事業との併営を条件とされていた。その後(昭和二十四年六月)「中小企業等協同組合法」(注)が制定され、商工協同組合は同法に基づく事業協同組合に改組されるとともに、その信用事業は圧縮されて預金の受入れが認められなくなり、貸付・債務保証・借入れ等に限定された。従って、事業協同組合は組合金融機関の範疇に入らない存在となったのである。

(注) 「中小企業等協同組合法」は、農業、水産業、消費者を除くすべての人々による組合を対象とする組織法であり、同時に制定された「同法施行法」、「協同組合による金融事業に関する法律」(信用組合の監督規定)とともに一セットを形成している。同法は、従来の商工協同組合、市街地信用組合等を包括して構成されたため、経済事業と信用事業(受信業

務)を分離し、両事業の兼営を認めないこととした。

また、対象業種に従来の商・工・鉱業のほか、運輸・サービス・その他の事業(蚕糸業、林産業、塩業等)も加えられた。事業協同組合の親金融機関は、従来の商工業者の組合と同様、商工組合中央金庫(昭和十一年設立)であるが、蚕糸業、林産業、塩業の組合については、その性質上農林中央金庫(大正十二年産業組合中央金庫として設立、昭和十八年現在の名称に改める)の傘下に加し得る道を開いた(「施行法」による)。

なお、中小企業等協同組合法に基づく信用(協同)組合となったもの(六五三組合)の系統別内訳、ならびにそれら信用(協同)組合が、信用金庫法施行後猶予期間(二年間)内に信用金庫に転換ないし信用(協同)組合として残存した状況は、次のとおりである。

○中小企業等協同組合法に基づく信用組合となったもの 六五三

(内訳)

旧市街地信用組合(大蔵省所管)より改組したもの 四一八

産業組合(農林省所管、旧準市街地信用組合)より

直接改組したもの 一二一

商工協同組合(商工省所管)より改組したもの 一二

新設したもの 一〇二

○信用組合の転換状況等

信用金庫に転換を認められたもの 五六〇

(右のほか信用金庫新設) (一)

(信用金庫数合計) (五六一)

信用組合として残存したもの 七二

合併等により消滅したもの

合 計

六五三

(3) 「商工業組合金融機関論」

調査局 昭和21・8

前記調査局作成「金融制度改善論」シリーズの一冊（活版印刷九二ペー
ジ）で、中小商工業者の組合金融制度につき、改善の方向と具体策を提
言した論文である。

わが国では戦前から中小商工業のウェイトが高いにもかかわらず、過
去における中小商工業金融は、「梗塞の歴史」であり、之が打開の苦闘史
であった」としてとらえ、組合金融制度がその打開策の中心をなすもの
と位置づけている。そこで、同制度の二本柱をなす商工組合中央金庫と
市街地信用組合につき、その設立の経緯と沿革、ならびに過去から現在
に至る金融活動を具体的に分析して、制度上の問題点を摘出した上で、
改善策として、一つは機構上の問題として商工組合中央金庫と市街地信
用組合とを一元化すべきこと、他は機能上の問題として組合金融機構の
中に金融保険制度を確立すべきこと、を提言している。

提言の内容を若干敷衍しよう。まず、商工組合中央金庫と市街地信用
組合の一元化論であるが、商工組合中央金庫は商工業組合の親金庫であ
り、一方中小商工業者が加盟する市街地信用組合の親金庫は庶民金庫
（昭和十三年設立。同金庫設立以前の親金庫は産業組合中央金庫——後
の農林中央金庫——であり、設立後漸次関係を深めていったが、法規上
庶民金庫が実質的に親金庫となったのは昭和十八年三月である）であっ
て、両者は系統を異にしていた。また、組織・業務面では、商工組合中

央金庫は所属組合からの預金が少なく、金融債や政府資金を主要資金源
とする授信業務に偏しており、店舗網が薄弱で利用者は大都市に集中し
ている。のみならず、所属組合は金融機関としての能力が低く、その上
非所属組合も少なくないので、組合員たる中小企業者自身はほとんど融
資面で均霑することがない状況であった。これに対し、市街地信用組合
は全国に多数店舗が存在すること、組合組織とはいえ所在地の一般預金
も受入れる商業金融機関的性格から、預金吸収力はあるが貸出は慎重
（有担保・高金利等）なため、勢い余裕金を抱えることとなって授信業務
に偏しており、また親金庫たる庶民金庫は、自ら一般小口金融業務を行
うかたわらで市街地信用組合とも取引を行うといった二面性をもち、完
全な親金庫と称し難い（単に市街地信用組合の資金を利用しているにす
ぎない憾みがある）状況であった。従って、市街地信用組合を庶民金庫
から分離（同時に組合員を商工業者に限定する）し、商工組合中央金庫の
所属組合とすることによって系統の一元化を図れば、両機関の長短を相
互に補完し、中小商工業者の組合機関としてその機能を全うさせること
ができる、とするものである。

次に、金融保険制度については、一元化により制度を改善しただけで
は、中小商工業の本質的問題、すなわち信用力・担保力不足等に基因す
る金融梗塞は根本的に解決されないととして、その確立の必要性を主張し
ている。すなわち、国家的援助等の他力本願を別とすれば、組合金融の
本質は相互に信用し合い、相互に焦付の損失を分担し合うことにあるの
で、各单位組合に信用保証協会のような職能を行わせ、中央金庫がこれ

を再保険することとし、さらに政府は中央金庫に対し一定限度の補償をする体制を提言している。

本資料の主張は、組合金融の理念に徹した正論であり、現実在即しつつ制度・運営上あるべき姿を示した改善提案である。ただ、その後の組合金融制度は、すでにみたように一元化は成らず、市街地信用組合は最終的には信用金庫へ発展的に改組され、また金融保険制度は、各都道府県に信用保証協会が設立され、政府は「中小企業信用保険法」を制定し、同協会の保証を再保険する方向へ展開していった。

- (4) 「商工組合中央金庫概説」 日本銀行 昭和29・7
- (5) 「相互銀行概説」 日本銀行 昭和29・8
- (6) 「信用金庫概説」 日本銀行 昭和29・7
- (7) 「全国信用金庫連合会概説」 日本銀行 昭和29・10
- (8) 「信用協同組合概説」 日本銀行 昭和29・7
- (9) 「労働金庫概説」 日本銀行 昭和29・7
- (10) 「信用保証協会概説」 日本銀行 昭和29・10
- (11) 「中小企業信用保険制度概説」 日本銀行 昭和29・7

右八編の金融機関および制度概説資料は、後に掲げる同種概説資料とともに、そのほとんどが昭和二十九年後半に集中的に作成されており、「概説」シリーズを形成している。その作成事情は明らかでないが、これらの大部分が終戦後の金融制度再編成の過程で新設ないし整備されたものであり、この頃までに再編が一巡し、制度として一応定着をみていることから、これを整理する意味で内部の参考資料として取りまとめたの

ではないかと推測される。各資料の編集形式はおおむね共通しており、①沿革、②性格、③組織、④業務内容等について概説している。前に掲載した「中小金融機関概説」と若干重複するものもあるが、同資料の改訂版シリーズという意味合いも含めすべて収録した。

個々の資料解説は省略するが、信用補完機関たる「信用保証協会」（資料10）と「中小企業信用保険制度」（同11）について一言触れておく。

信用保証協会は、中小企業者の信用力・担保力の不足を補完するためその借入債務を保証することによって、一般金融機関の融資を容易にする機関であり、昭和十二年七月東京府が中心となって創設された東京信用保証協会をもって嚆矢とする。その後京都、大阪、名古屋等大都市に設立されたが、終戦後は全国各地に地方公共団体の助成を中心に設立、各都道府県に存在している（現在五二協会）。当初は民法による公益法人として設立されたが、昭和二十八年八月「信用保証協会法」が制定され、同法による法人に転換した。出資者は地方公共団体、金融機関等である。

一方、政府は中小企業者の金融難を打開するため、昭和二十五年十二月「中小企業信用保険法」を制定した。当初は金融機関の中小企業向け貸付を政府が保険する（融資保険）にとどまったが、同法の改正により、昭和二十六年十二月以降、信用保証協会が中小企業者のために行う金融機関債務保証を保険の対象に加えるなど、信用保険制度は逐次整備された。政府はこの保険事業の経理を処理するため中小企業信用保険特別会計を設置したが、昭和三十三年七月全額政府出資の中小企業信用保険公

庫を設立し、これに業務を引継いで現在に至っている。

b 農林漁業金融機関

(12) 「農林漁業金融制度概説」

日本銀行 昭和29・7

前記「概説」シリーズの一つである。農林中央金庫を頂点とする農協系統、漁協系統、森林組合（貯金の受入れは行わない）系統の組合金融機構、ならびに農林漁業金融公庫を中心とする政府金融機構および中小漁業融資保証制度（漁業信用基金協会、中小漁業融資保証保険）等、農林漁業金融制度全般にわたり解説した資料である。

c 政府金融機関

(13) 「復興金融金庫について」

調査局 昭和37・11

本資料が昭和三十七年の時点で作成された事情は明らかでない。復興金融金庫の概要（設立の経緯、資金調達、融資活動、閉鎖までの経過）と同金庫の功罪（復金インフレ、赤字融資、公団融資、設備資金融資、融資の運営機構）について簡潔に取りまとめたもので、同金庫関係の基本的付属計表（一五表）とともに、よくまとまった便利な資料である。

(14) 「預金部について——昭和二十四年度預金部状況」

中心として——

国庫局 昭和25・7

大蔵省預金部は、現在の資金運用部（昭和二十六年四月改組）の前身であり、郵便貯金、簡易生命保険、厚生年金、その他各会計等の資金を受け入れ、これを国債、地方公共団体・各会計・公団等への貸付、特殊銀行

債券等に運用する一種の国営金融機構である。その起源は古く、郵便貯金制度の創設（明治八年）に関連し、郵便貯金および各官庁の一時的余裕金等を大蔵省が預金として取扱うこととなった（明治十一年）ことに始まる。明治十八年預金規則の制定、大蔵省預金局の設置により、法的にも整備された。その後郵便貯金等預金の増加に伴い、その運用が放漫に流れ、世上の非難を受けるに至ったので、大正十四年「預金部預金法」、「預金部資金運用規則」、「大蔵省預金部特別会計法」（損益勘定を經理）を制定して改革を図った。

終戦後、預金部は、連合軍総司令部の覚書（昭和二十一年一月）により、運用面で重大な制限を受け、新規貸付は国・地方公共団体に対するものに限られることとなった一方、インフレーションによる郵便貯金の伸び悩みもあって、活動は低調を余儀なくされた。しかるに、ドッジ計画実施以降、通貨価値の安定による郵便貯金の回復がたがた金詰り深刻化の中で、預金部資金の存在ならびに同資金の民間還元の必要性がとにかくに注目されるようになった。そこで、連合軍総司令部の許可を受けて、昭和二十四年の年末金融対策として、あるいは貿易公団の輸入滞貨引取り金融として、預金部資金を市中金融機関に預け入れる措置がとられた。

本資料は、こうした情勢を背景に、昭和二十四年度中における預金部の動向を、原資面、運用面、収益面を中心に多数の統計表を掲載して詳細に分析したもので、資金運用部へ改組する直前の預金部の実態を、具体的に把握する上で参考となる。

- (15) 「国民金融公庫概説」 日本銀行 昭和29・10
- (16) 「中小企業金融公庫概説」 日本銀行 昭和29・10
- (17) 「住宅金融公庫概説」 日本銀行 昭和29・7
- 右の三資料は、いずれも前記「概説」シリーズの一環をなすものである。

Ⅲ 証券・短資・保険

a 証券

(1) 「証券取引所論」

調査局 昭和21・3

前述した「金融制度改善論」シリーズ中の一冊である。当時証券取引所は閉鎖中であつたが、再開新発足すべき証券取引所制度について改革の方向を論じたものである。

明治十一年、東京、大阪に株式取引所が設置されて以来のわが国証券取引所の発展過程を概観するとともに、取引所における株式取引の実態を具体的に分析して、その特質は極めて投機的性格が強い点にあることを強調している。その上で、戦時統制の強化に伴い、昭和十八年三月に制定された「日本証券取引所法」が、投機抑制と取引制度の整備改善を目的として行った大改正の内容を解説し、その功績を評価する一方、投機抑制と株式安定に急なるあまり、本来自由公開的であるべき取引所を不自由非公開的なものとし、取引所の機能を喪失させ、証券の円滑な流通と公正な株価形成を阻害し、従来とは異なる弊害を生ぜしめたと、そのマインナス面を指摘している。

今後の証券取引所制度のあり方については、「本邦証券取引所制度改革の歴史は常に相場取引抑制又は絶滅の歴史であり、且之が失敗の歴史であつた」が、さりとていたずらに欧米諸国の取引所制度を導入して合理化を図り、「配給市場」化するのではなく、わが国の証券取引所の歴史において「相場取引」が跛行的に発展してきた現実を踏まえ、過当投機は抑制しつつも特質を活かした方向で改善すべきであるとして、取引所組織（株式会社組織）、取引方法（長期清算取引の是認）、取引員の整理改善（資格の厳格化、資力・信用の向上）、取引所監督機関の設置等の具体策を提言している。

ただし、終戦後の実際の姿は、連合軍総司令部の影響を強く受けて米国の制度が導入され、後記昭和二十三年制定の「改正証券取引法」と「取引三原則」を基本としており、証券取引所の組織は会員制となり、取引方法では先物取引を禁止するなど、本資料の提言とは大きく異なる方向へ改革された。

(2) 「東京株式市場に於ける場外取引に就て」 調査局 昭和21・8

証券取引所は、終戦直前（昭和二十年八月十日）から立会を停止していたが、終戦後連合軍総司令部の許可が得られず、再開をみたのは昭和二十四年五月であつた。証券取引所閉鎖中の取引は、当初店頭取引を主とする個別取引であつたが、やがて場外取引を主とする集団取引に発展していった。場外取引は証券取引所外の取引であり、不十分ながらも取引所の代替機能を果すものであつた。東京の場外取引は、昭和二十年十二月十七日から開始された（大阪は二十年十二月十九日、名古屋は二十一